1. 業務の目的

伊勢志摩国立公園内に位置する志摩市では、平成23年度に「志摩市里海創生基本計画」を策定し、新しい里海創生によるまちづくりを進めている。その具体的な取組の一つが英虞湾における干潟再生である。英虞湾では、過去に水田干拓のために湾奥の干潟を閉め切ったことで約7割の干潟が消失している。近年、赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、環境悪化が社会問題になっているが、対策として、干拓された沿岸遊休地に海水を再導入することで干潟を再生することが英虞湾の環境改善に有効であることが実証され、これまでに英虞湾内の3箇所で行政主導により干潟再生事業が取り組まれている。

また、平成 25 年度には、新たに干潟再生の候補地 10 箇所を抽出するとともに、干潟 再生の拡大に向けた関係者会議では、行政のみならず市民が積極的に関与する干潟再生 の取り組みを推進する必要があるとの指摘がなされた。

本業務では、干潟再生の拡大に向けた事業を実施するにあたり、市民に対して干潟再生の普及啓発を行い、干潟再生への理解を醸成し、協力を得られる状況を構築するとともに、昨年度業務で抽出した10箇所の干潟再生候補地における干潟再生手法の検討や、既に干潟再生事業が実施されている事業地での関係者会議等を実施することにより、多様な関係者の協働による干潟再生を推進するものである。

2. 業務実施期間

契約の日から 平成27年3月27日まで

3. 業務対象箇所

伊勢志摩国立公園 英虞湾 (三重県志摩市)

4. 業務内容

(1)業務計画の立案

中部地方環境事務所担当官(志摩自然保護官事務所含む。以下「担当官」とする。)と調整の上、業務の手順及び遂行に必要な業務計画を作成する。

(2) 干潟再生の普及啓発

1) 自治会への干潟再生説明会・意見交換会

これまでは干潟再生について行政主導で行ってきたが、今後率先して協力してくれる土地所有者や関係団体を増やすため、志摩市自治会員向けの干潟再生説明会・意見交換会を1月下旬に1回開催する(2時間程度、場所はホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩と同等を想定)。メンバーは関係行政機関、志摩市自治会(20名程度)等、

合計 35 名程度とし、英虞湾で干潟再生が必要とされている背景、干潟再生の事例・効果、今後の課題等について共有する場とする。請負者は説明会・意見交換会の日程調整及び資料作成、30 名分のお茶の用意、当日の会場設営を行うとともに、会議終了後は速やかに議事録を作成し、担当官の承認を得ること。

2) アンケート調査

干潟再生説明会・意見交換会に出席した自治会員に対し、干潟再生の取り組みに関する理解度、地域としての意向、行政に求める保護・利用の推進や普及啓発等に係る施策(海域公園等の保護区の設定、自然観察会やアサリ・アオサノリ収穫等の体験プログラムの実施、土地や税金に関する諸手続きの支援等)についてのアンケート調査を実施し、今後地域が主体となった干潟再生を進めるにあたって課題となる事項などについて整理・分析を行う。アンケート作成にあたっては、環境省、三重県、志摩市の各担当者の承認を得ること。

3) アオサノリ収穫体験イベント

ホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩の再生干潟に設置したアオサノリ養殖網の収穫 体験イベントを3月に1回開催する。イベントの概要は次のとおりとする。

①募集人数及び対象

・人数は20名程度とし、対象は小学生以上とする。

②企画·実施

- ・実施に当たっては、イベントの企画書を作成し、担当官の承認を得ること。
- ・参加者の募集の広報や募集の取りまとめを行うこと。
- ・参加者に対して傷害保険に加入すること。ただし、保険代は参加者負担とする。
- ・イベントの下見を1回実施すること。

(3) 干潟再生の拡大に向けた検討

1) 10 箇所の干潟再生候補地における干潟再生の手法検討及び影響等調査

10 箇所の干潟再生候補地において、干潟再生の手法や必要となる工事、干潟再生 事業を実施した場合に周辺の自然環境や漁業に及ぼす影響、課題について抽出・整 理する。具体の調査事項は以下のとおり。

- ・海水導入の手法、海水導入に必要な工事(水門の改修・設置、自然堤防の掘削等)
- ・海水導入した場合、予想される周辺海域の自然環境や漁業に及ぼす影響(海域への土砂流出の多寡、周辺の養殖網の有無等)
- ・再生干潟としての活用にあたり、アクセス・管理のしやすさ(車道終点からの歩 行時間、アプローチの難易、駐車場の詳細等)

また、上記調査結果及び「平成 25 年度伊勢志摩国立公園協働型干潟再生推進業務報告書」をふまえ、10 箇所の干潟再生候補地における干潟再生事業の効果の大小、難易について評価する。

2) 干潟再生の拡大に向けた会議

英虞湾における干潟再生の進め方や課題等、干潟再生を実施していく際に必要な 事項を検討する会議を2月下旬~3月上旬に1回開催する(2時間程度、場所はホ テル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩と同等を想定)。メンバーは関係行政機関、自治会、 漁協、地元団体、研究者等の25名程度とする。請負者は会議の日程調整及び資料作 成、20名分のお茶の用意、当日の会場設営を行う。会議終了後は速やかに議事録を 作成し、担当官の承認を得ること。

(4) アクアヴィラ干潟再生関係者会議の開催

ホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩で進めている干潟再生の関係者(土地所有者、漁業者、エコツアー事業者、関係行政機関等の25名程度)を集めた関係者会議を2月下旬~3月上旬に1回開催する。(2時間程度、場所はホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩と同等を想定)

請負者は会議の日程調整及び資料作成、20 名分のお茶の用意、当日の会場設営を行う。会議終了後は速やかに議事録を作成し、担当官の承認を得ること。

(5) 報告書の作成

(2) から(4) の結果を取りまとめ、報告書を作成する。取りまとめの詳細については、担当官と調整する。

(6)業務打合せ及び議事録

業務打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入前の3回程度、担当官と行う。 打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、担当官に提出する。

5. 成果物

- ・報告書 20 部 (A 4 版 100 頁程度)
- ・報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R) 2式
- ・報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省中部地方環境事務所志摩自然保護官事務所

提出期限 平成27年3月27日

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の 使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施 方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

8. その他

- (1)請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、 あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその 指示に従うこと。
- (2)会議運営を含む業務にあっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成26年2月4日閣議決定)の「会議運営」の判断基準を満たすこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 190 頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 191 頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に したがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製してい ます。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章; ワープロソフト Justsystem 社一太郎(2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2010 以下)
 - ・計算表:表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel 2010 以下)
 - ・画像;BMP形式又はJPEG形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース 及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速 やかに必要な措置を講ずること。